津山広域都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

平成29年3月

岡 山 県

I. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって	1
1.基本的な考え方	3
(1)位置づけと役割	3
①位置づけ	3
②役割	3
③見直しの背景	4
(2)都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン及び立地適正化計画との関係	5
2.岡山県の都市づくりの方針と各都市計画区域の位置づけ	6
(1)岡山県の都市づくりの方針	6
(2)各都市計画区域の位置づけ	7
Ⅱ.津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	9
1.都市計画区域の概要	11
(1)都市計画区域の名称及び範囲	11
①名称	11
②これまでの経緯	11
③範囲及び規模	11
2.都市計画の目標	12
(1)津山広域都市計画区域における都市づくりの現状と課題	12
(2)津山広域都市計画区域の都市づくりの基本理念	14
(3)津山広域都市計画区域の都市づくりの方針	14
(4)地域毎の市街地像	17
(5)将来都市構造	17
3.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	19
(1)区域区分の有無	19
4.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	20
(1)土地利用の基本方針	20
(2)主要用途の配置の方針	20
(3)その他の土地利用の方針	20
①土地の高度利用に関する方針	20
②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	20
③居住環境の改善又は維持に関する方針	21
④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	21
⑤優良な農地との健全な調和に関する方針	21
⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	21
⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	21
(8)計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	21

5.都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針2	22
(1)交通施設の都市計画の決定の方針	22
①基本方針	22
②主要な施設の配置の方針	24
③主要な施設の整備目標	25
(2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針	26
①基本方針	26
②主要な施設の配置の方針	27
③主要な施設の整備目標	28
(3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針	28
①基本方針	28
②主要な施設の配置の方針	28
③主要な施設の整備目標	28
6.市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	29
(1)主要な市街地開発事業の決定の方針	29
(2)市街地整備の目標	29
7.自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	30
(1)基本方針	30
(2)緑地の確保水準	30
(3)主要な緑地の配置の方針	31
(4)実現のための具体の都市計画制度の方針	31

I. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって			
I. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって			
	I. 都市計画区域の整備	、開発及び保全の	方針の見直しにあたって

1. 基本的な考え方

(1)位置づけと役割

①位置づけ

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」 という。)は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及 び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするととも に、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計 画の基本的な方向性を示すものとして定めるものである。

■都市計画法

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

- 第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を定めるものとする。
- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第1号に掲げる事項を定めるものと するとともに、第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - (1) 次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときは その方針
 - (2) 都市計画の目標
 - (3) 第1号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に 関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画(第11条第1項後段の規定により都市計 画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。) に関するも のを含む。)は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなけれ ばならない。

本区域では、策定からおおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、「都市計画の 目標」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めるとともに、おおむね 10 年以内に優 先的に整備する都市施設、市街地開発事業等の都市計画の基本的な方針を定めている。

②役割

都市計画区域マスタープランの役割は、住民に都市の将来像を示すとともに、個々 の都市計画が将来像実現のためにどのような役割を果たすかを示すことである。これ らの役割を具体的に示すと、以下の3つにまとめられる。

- ・住民にわかりやすい都市の将来像の提示
- ・広域的、根幹的な施設及び主要な都市機能配置の合意形成の円滑化
- ・実効性のある都市の整備、開発、保全の推進

③見直しの背景

本県では、県内全都市計画区域の「都市計画区域マスタープラン」を平成 16 年 5月に策定し、その後、市町村合併等による都市計画区域の再編等にあわせて、随 時改定を行ってきた。平成24年1月には、人口減少や少子高齢社会に対応した、 効率的な都市構造へ緩やかに転換していくことなどを柱とし、県内全都市計画区域 の「都市計画区域マスタープラン」を改定した。

その後も人口減少が進行し、超高齢社会が到来するなか、産業の停滞や活力が低 下している地域がみられるとともに、幹線道路沿道等における郊外への市街地の拡 大により、中心市街地の衰退や空洞化がみられる。また、マイカー利用の増加や人 口減少により、路線バスの利用者数が減少し、廃止や減便により公共交通の利便性 が低下するなどの問題が生じている。そのほか、税収入の減少や福祉施策等の行政 コストの増大に伴う行政経費の制約があるなかで、都市基盤の整備や維持管理コス トが増大することにより、適切な都市的サービスの水準を維持できなくなることが 懸念される。

これらの課題を解決するためには、既存の都市機能集積を生かし、公共交通を軸 にした集約型都市構造の実現を目指すことが必要であり、地域の実情に応じ、それ ぞれの特性を生かした持続可能な都市の将来像を示していくことが必要になって いる。また、南海トラフ地震や断層型地震の発生、局所的な集中豪雨等に伴う市街 地の浸水や土砂災害等の自然災害の増加も懸念されており、防災・減災の観点に留 意した災害に強いまちづくりも必要になっている。

平成26年8月には、改正都市再生特別措置法が施行され、都市全体の構造を見 渡しながら、住宅及び医療・福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、 それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパ クトなまちづくりを支援する立地適正化計画制度が創設されている。

このような状況を踏まえ、各都市計画区域マスタープランの見直しを行うもので ある。

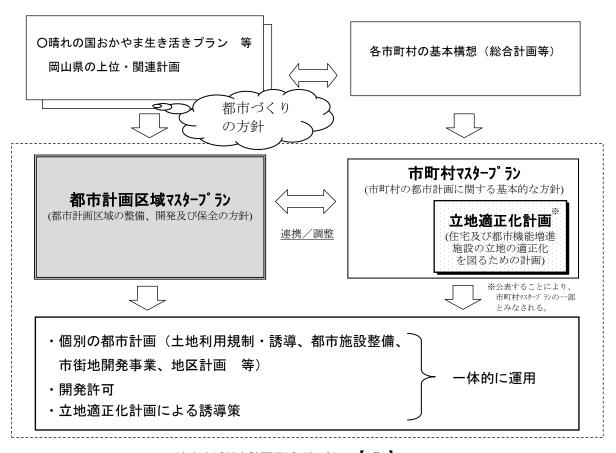
(2)都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン及び立地適正化計画との関係

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

一方で、住民に最も身近な地方公共団体である市町村にあっては、都市計画区域マスタープランに即し、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、より地域に密着した都市計画に関する事項を主とする市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)を策定することが必要である。さらには、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るための計画(立地適正化計画)を作成することが求められる。立地適正化計画制度は、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るためのものである。

すなわち、都市計画区域マスタープランでは、広域的、根幹的な都市計画に関する 事項を、市町村マスタープラン及び立地適正化計画では、市町村内においておおむね 完結する地域に密着した都市計画に関する事項を主として定めることが求められてい るが、いずれも、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向け ての大きな道筋を明らかにしようとするものである。

従来から、都市計画法に基づく都市計画と関連する諸制度により、都市づくりが行われてきたところであるが、立地適正化計画は市町村マスタープランの一部とみなされるなど都市計画法と一体的に機能させるべきものとして新たに創設されたところであり、今後は、都市計画法に基づく土地利用規制や開発許可と立地適正化計画による誘導策を一体的に運用し、都市づくりを進めていくことが求められる。



2. 岡山県の都市づくりの方針と各都市計画区域の位置づけ

各都市計画区域の「都市計画区域マスタープラン」を定めるにあたっては、県土 形成の観点から、本県の都市づくりの方向性を示し、各都市計画区域の位置づけや まちづくりの方向を総括するとともに、各種マスタープラン等の策定における共通 ベースとする。

(1)岡山県の都市づくりの方針

《時代の潮流と課題》

『晴れの国おかやま生き活きプラン』

●社会構造の変化

人口減少・超高齢社会の到来

グローバル化の進展と我が国の国際競争力の相対的低下

●安全・安心の重要性

東日本大震災による防災意識の高まりや絆の再認識

犯罪・事故のない暮らしへの要請の高まり

環境問題への対応の必要性

●潤いのある生活の重視

生活の質を重視し心の豊かさを求めるニーズの高まり 多様な主体による公共サービスの質の向上

●地方分権の進展と県の役割の変化

地方分権改革の進展

市町村合併や岡山市の指定都市移行に伴う県の役割の変化

広域的な行政課題の増加



《2025年頃の目指すべき岡山の姿》

全ての県民が明るい笑顔で暮らす岡山

①子どもたちが規律を守って伸び伸びと学んでいる地域

②犯罪や事故のない健やかなコミュニティ

③みんなが主役となる参画社会

④次代を担う若者が住み続ける地域

⑤豊かさを実感できる便利で活力のある地域

中四国の拠点として、グローバルに発展する岡山

①旺盛なチャレンジ精神と地域挙げての支援

②岡山の強みが生かされ、経済活動が活発化している地域

③国内外に確立した「岡山ブランド」

④広域連携の推進

⑤人々が集う国内外の交流センター

『晴れの国おかやま生き活きプラン』



岡山県の都市づくりの方針

1 人口減少・少子高齢社会に対応する都市づくり

4 産業の活性化を目指した都市づくり

2 安全・安心で暮らしやすい都市づくり

5 地域資源を生かし交流が広がる都市づくり

3 環境に配慮したうるおい豊かな都市づくり

6 広域連携により互いに支えあう都市づくり

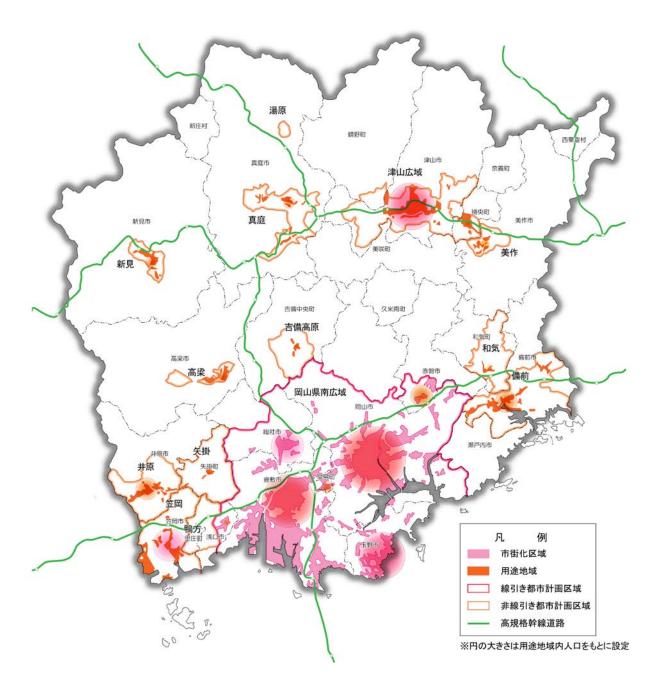


「生き活きおかやま」の実現

(2)各都市計画区域の位置づけ

分	類	地方生活圏の中心都市 を含む都市計画区域	2次生活圏の中心都市 等を含む都市計画区域	その他の都市計画区域
	られる 幾能など	商工業、医療、文化、教育 等について、高度な都市的 サービスを提供するため の集積など	地方生活圏中心都市と連携しつつ、それらに準じた都市的サービスを提供するための集積など	他の都市と連携しつつ、日常 生活に密着した、基礎的な都 市的サービスを提供するた めの集積、地域産業・資源を 生かしたまちづくりの舞台 など
	とする 計画区域	岡山県南広域、津山広域	笠岡、井原、高梁、新見、 備前、真庭、美作、鴨方	和気、矢掛、吉備高原、湯原

注) 地方生活圏、2次生活圏:「中国地方要覧」による





1. 都市計画区域の概要

(1)都市計画区域の名称及び範囲

①名称

津山広域都市計画区域

②これまでの経緯

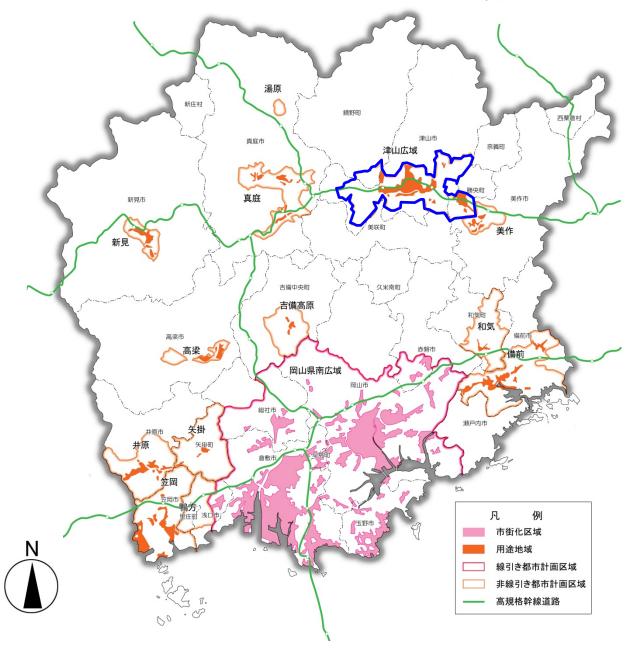
津山広域都市計画区域は、平成5年8月17日(最終)に決定告示されている。

③範囲及び規模

本都市計画区域は、下表に掲げる市町の範囲で構成されている。

市町村名	範 囲	規模 (ha)
津山市	行政区域の一部	13,752
鏡野町	II	1,398
勝央町	JJ	1,836
合 計		16,986

H28.3.31 現在



2. 都市計画の目標

(1)津山広域都市計画区域における都市づくりの現状と課題

◆人口減少、少子化・高齢化の進行

- ・岡山県の人口は平成 17 年をピークに減少しており、津山広域都市計画区域においても減少している。
- ・また、本区域内市町の高齢化率は平成 22 年において約 26.8%となっており、平成 12年と比較すると 4.1 ポイント増加し、年少人口率も 1.6 ポイント減少するなど、 少子化・高齢化が進んでおり、税収入の減少、福祉施策等の行政コストの増大が見 込まれる。
- ・このため、人口減少、少子化・高齢化に対応し、効率的な都市構造の実現による持 続可能な都市運営が求められている。

◆公共交通の維持・充実の必要性

- ・本区域では公共交通の利便性が低い地域がみられ、今後も、人口減少などにより、 公共交通の利用者数が減少することが予想される。また、高齢化の進行に伴い、自 動車等を運転して移動することが困難となる高齢者が増えることも懸念されるため、 まちづくりと一体となった利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進め、公共 交通の維持・充実を図ることが求められている。
- ・また、本区域は県北の高次都市拠点として、県北の各拠点や、岡山などの高次都市 拠点との広域的な公共交通ネットワークの維持・確保に努め、広域連携や地域の生 活利便性の向上を図る必要がある。

◆公共施設等の戦略的な維持管理・更新の必要性

- ・高度経済成長期等に集中的に整備された公共施設等が老朽化し、今後の維持管理・ 更新費用が大幅に増加することが見込まれている。
- ・このため、人口減少・財政制約下での効率的な維持管理・更新に向けて、既存ストックの有効活用を図るとともに、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の集約 化・再配置の推進など、戦略的な取組が求められている。

◆中心市街地の衰退と日常利便性の低下

- ・本区域の中心市街地は城下町の町割りを基盤としてまとまりのある市街地が形成され、行政、医療、商業、教育などの都市機能や商店街が集積しているが、居住地域が拡散し空き家が増加するなど、中心市街地における人口減少が顕著になっている。また、人口減少に伴い空き家が増加しており、防災面の問題や防犯性の低下、景観の悪化などが懸念されている。
- ・一方で、商業環境は、モータリゼーションの進展や消費者ニーズの変化と相まって、 消費者の流れが中心市街地の商店街から郊外型店舗へと移り、主要道路に沿って大 型店が立地するなど大きく変化しており、古くからの商店街では、撤退した店舗も みられるなど、中心市街地の空洞化や商店街の活力の低下が進行している。
- ・また、既存の市街地などでは、買物や医療などの日常生活における利便性が低下している地域がみられる。

◆安全・安心な都市づくりの必要性

- ・本県は災害の比較的少ない県といわれているが、大雨による中小河川の氾濫や土砂 災害、大型台風の接近時には強風による被害などが発生している。また、著しい地 震災害が生じる恐れのある南海トラフ地震の発生やそれ以外にも大きな被害をもた らす可能性がある断層型地震の発生、所的な集中豪雨等に伴う市街地の浸水や土砂 災害等の自然災害の増加が懸念されている。
- ・このため、災害に強い都市施設や防災施設の充実、避難路の確保、災害防止に配慮 した土地利用など、災害に強いまちづくりを促進する必要がある。
- ・また、すべての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進めるためには、 増加が懸念されている空き家への対応や、犯罪防止への配慮、「どこでも、誰でも、 自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく利用しやすい 施設整備が必要である。

◆環境負荷の低減と自然環境保全の必要性

- ・市街地の拡大や自動車利用の増加等により環境負荷が増大しており、環境負荷の小さい都市構造への転換や、公共交通の利用促進などによる省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着を図る必要性が高まっている。
- ・また、本区域は津山盆地に市街地や集落が展開し、中央部に吉井川が流れるととも に、後背部は森林に囲まれている。このように、水と緑の豊かな自然環境を有して いるため、これらの資源と調和した都市づくりを進める必要がある。
- ・さらに、これまでの取組等を生かして、住民との協働による環境負荷の低減を図る 取組を推進する必要がある。

◆産業振興による活力向上の必要性

- ・本区域の産業を取り巻く状況は、国際競争の激化などにより厳しい経営環境となっており、雇用機会の確保や経済基盤の強化を進めるため、産業振興に努める必要がある。
- ・また、本区域は県北の中心拠点として、地域の産業を牽引する必要がある。

◆特色ある地域資源の有効利用の必要性

- ・人々の価値観が多様化する中、「心の豊かさ」が実感できる質の高い暮らしが求められている。
- ・本区域には、中心市街地に残る城下町の風情あるまちなみや、高校・大学などの教育施設の集積、中四国初のがん陽子線治療センターなどがあり、これらの資源を生かした特色あるまちづくりを進める必要がある。
- ・また、鏡野町の奥津温泉や勝央町のおかやまファーマーズ・マーケットなど、本区 域内外の観光資源を生かし、交流人口の増加等を図る必要がある。

◆連携による相互補完の必要性

- ・人口が減少する中で効率的な都市運営を行っていくためには、広域的な連携と役割 分担のもと、県北の中心拠点として、周辺地域の特性を生かした相互補完を積極的 に図っていく必要がある。
- ・なお、津山市、鏡野町、勝央町は、奈義町、美咲町、久米南町を含めた1市5町で 連携し、役割分担や連携強化による定住自立圏構想を推進している。

(2)津山広域都市計画区域の都市づくりの基本理念

津山広域都市計画区域は、城下町として栄えた津山市中心市街地を核として、県北唯一の 三次救急医療施設である津山中央病院や中四国唯一の粒子線がん治療施設であるがん陽子 線治療センターなどの高度医療施設、大学などの高等教育機関をはじめとした教育施設が充 実するなど、県北部の中心都市として、周辺地域をけん引する役割を担っているが、人口減 少、少子化・高齢化の進行や郊外への人や店舗の流出により、中心市街地の空洞化や市街地 の低密化が進んでおり、地域活力の低下が進んでいる。

このような状況を踏まえ、津山広域都市計画区域の都市づくりの基本理念を「拠点性と求心力を備えた県北の中核となる魅力的な都市づくり」とする。

(3)津山広域都市計画区域の都市づくりの方針

晴れの国おかやま生き活きプラン等の上位計画や「岡山県の都市づくりの方針」、本区域の現状・課題、理念等を踏まえ、本区域の都市づくりの方針を以下のとおり設定し、住民、企業等、多様な主体との協働・連携による都市づくりを進めていく。

■人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり

人口減少、少子高齢社会に対応するため、集約型都市構造の実現を目指し、公共交通 を軸にしたコンパクトで持続可能な都市づくりを推進する。

このため、既存の都市施設や公共施設等を積極的に活用し、行政コストの低減を図りつつ、中心市街地や地域の拠点において、さらなる都市機能の集積や公共施設等の集約化を図るとともに、まちづくりと連携した利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進め、それらの拠点や公共交通の利便性が高い地域への計画的な居住の誘導を図る。

■にぎわいのある中心市街地の形成と拠点性を向上させる都市づくり

行政、医療・福祉、商業、教育・文化などの都市機能が集積している中心市街地では、これまで長年にわたり蓄積された既存ストックや公共交通を生かすとともに、空き家、空き店舗の利活用や中心部における高密度居住の推進などにより、中心市街地の空洞化を改善し、多様なニーズに応えられる県北の中心拠点にふさわしい活力のある市街地の形成を目指す。

また、日常生活に必要な機能が集積したまとまりのある市街地においては、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用のもと、地域の拠点として都市機能の維持・集積を図り、高齢者や子育て世代も安心して暮らせる便利で快適な市街地の形成を目指す。

■安全・安心で暮らしやすい都市づくり

災害時における避難路や避難場所などの機能を備えた都市基盤の整備や、災害防止に配慮した土地利用を計画的・効果的に行うなど、災害に強い都市づくりに努める。また、都市施設の長寿命化・耐震化を進めるとともに、災害時におけるライフラインの早期復旧体制の構築に努める。あわせて、本区域の市街地を中心に、総合的な治水対策により浸水被害の抑制に努めていく。

さらに、すべての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進めるため、空き家対策に努めるとともに、道路整備や公共施設整備などにおいて、犯罪防止への配慮やユニバーサルデザインの視点に立った都市づくりを進める。

■環境にやさしい都市づくり

環境にやさしい都市づくりを目指し、まとまりのある効率的な都市づくりを進めると ともに、環境負荷の小さい公共交通の利用促進を図り、都市の低炭素化を推進する。

また、市街地を流れる吉井川や郊外に広がる優良な農地と後背部の豊かな自然環境の 保全及び調和を図るとともに、緑地や水辺空間を生かした都市づくりを進める。

さらに、環境負荷の低減や都市内のうるおいの確保という観点から、計画的な公園緑 地等の整備・保全に努め、民有地の緑化を推進する。

■産業振興による活力のある都市づくり

雇用の場の確保や地域経済の活性化を図るため、高速道路ICなどによる利便性の高 い交通環境や、西日本屈指の規模を誇る内陸型工業団地が立地する地域特性を生かしつ つ産業集積を図るなど、秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図る。

■個性と魅力あふれる都市づくり

自然、歴史、文化など地域特性を生かし、良好な景観形成にも配慮した個性と魅力あ ふれる都市づくりを進める。

また、本区域に残る津山城跡(鶴山公園)や重要伝統的建造物群保存地区の城東地区 などの歴史的まちなみの積極的な保存と整備を図り、これらの歴史・文化遺産を活用し た都市づくりを推進する。

さらに、交流人口の増加を図るため、本区域内外の観光資源のネットワーク化や、教 育施設、医療施設など多様な地域資源の有効活用を促進し、にぎわいのある都市づくり を進める。

■連携による相互補完を目指した都市づくり

津山市を中心として関係自治体が連携し、地域間アクセスの向上による区域の利便性 と一体性の向上を図るとともに、相互補完により近隣都市が互いに支えあう持続可能な 都市運営を実現する都市づくりを行う。

そのために、都市計画区域内の道路網の整備や公共交通のネットワーク網を充実する とともに、周辺都市とを結ぶ幹線道路の整備や鉄道の利便性向上などに努める。

「岡山県の都市づくりの方針」、「本区域の都市計画の目標」について概要を以下に示す。

<岡山県の都市づくりの方針>

<上位計画>

- 晴れの国おかやま生き活きプラン
- おかやま創生総合戦略
- 岡山県国土強靱化地域計画
- 国土形成計画(中国圏広域地方計画)
- 岡山県土地利用基本計画



<岡山県の都市づくりの方針>

- 人口減少・少子高齢社会に対応する都市づくり
- 2 安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- 3 環境に配慮したうるおい豊かな都市づくり
- 4 産業の活性化を目指した都市づくり
- 地域資源を生かし交流が広がる都市づくり
- 6 広域連携により互いに支えあう都市づくり

<津山広域都市計画区域の役割>

県北の中心都市として周辺地域をけん引する区域

<津山広域都市計画区域の都市計画の目標>

<関連計画>

- · 津山市総合計画
- 鏡野町総合計画
- · 勝央町振興計画
- ・津山市都市計画マスタープラン
- ・勝央町都市計画マスタープラン 等

<区域の特性・課題>

- ・人口減少、少子化・高齢化の進行
- ・公共交通の維持・充実の必要性
- ・公共施設等の戦略的な

維持管理・更新の必要性

- ・中心市街地の衰退と日常利便性の低下
- ・安全・安心な都市づくりの必要性
- ・環境負荷の低減と自然環境保全の必要性
- ・産業振興による活力向上の必要性
- ・特色ある地域資源の有効活用の必要性
- ・連携による相互補完の必要性

<都市づくりの基本理念>

拠点性と求心力を備えた

県北の中核となる魅力的な都市づくり

<都市づくりの方針>

人口減少・少子高齢社会に対応する

持続可能な都市づくり

・にぎわいのある中心市街地の形成と

拠点性を向上させる都市づくり

- ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- ・環境にやさしい都市づくり
- ・産業振興による活力のある都市づくり
- ・個性と魅力あふれる都市づくり
- ・連携による相互補完を目指した都市づくり

(4)地域毎の市街地像

●津山地域

- ・津山市は、経済、商業・業務、行政、教育・文化、医療・福祉など、広域圏におけ る高次都市機能が集積しているため、これら都市機能の更なる充実を図り、県北地 域における中心としての拠点性を高める。
- ・また、歴史・文化的景観が残っている地区は、建造物の外観の保全や修景、歴史・文 化的資源に親しむ散策路などの回遊空間の形成を図り、失われつつある歴史的な風 情、情緒、たたずまいを今後とも維持、向上させる。併せて、都市全体の良好な景 観形成にも努める。
- ・さらに、市街地や地域の生活拠点を結ぶ道路網や公共交通サービスの充実を図り、 市街地と地域の生活拠点が有機的に連携・一体化する都市づくりを進める。

●鏡野地域

・市街地周辺に広がる良好な田園風景や自然環境との調和に努めながら、市街地の生 活環境施設の充実とあわせ、拠点への居住の誘導、産業の振興、商業・業務機能の 充実を図り、職住が近接する利便性の高いまちづくりを進める。

●勝央地域

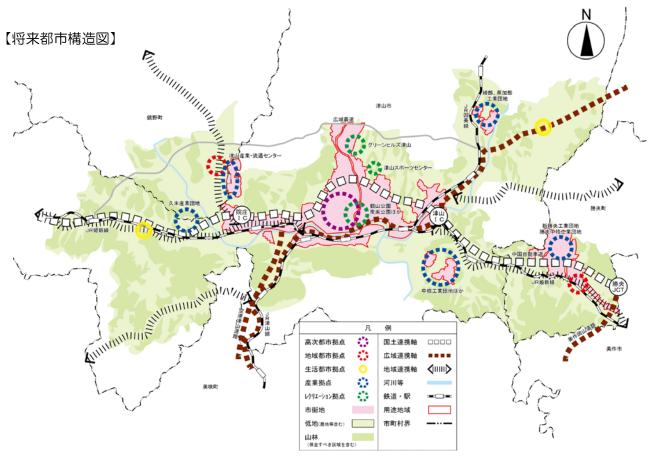
・かつて出雲往来でにぎわい、毎年街道祭りも開催している勝間田地区を中心に、特 産品の黒々茶の原料にもなる黒大豆やくだもの栽培をはじめとする農業と、勝央中 核工業団地を中心とした工業などがバランス良く調和したまちづくりを目指す。

(5)将来都市構造

都市づくりの基本理念及び方針に基づき、各拠点の役割分担の下で、拠点間の連携による 相互補完により、区域全体の拠点性を向上させるため、将来あるべき都市構造を都市機能が 集積する「拠点」と、それらを広域的に結びつける「軸」の要素から以下のとおり設定する。

	÷ +n	
	高次都市拠点	・津山市の中心市街地は、本区域及び県北を圏域とする行政、
	広域的圏域を持ち、多くの 高次都市機能を有する市 街地	商業・業務、医療・福祉、教育・文化などの高次都市機能が集積した魅力ある市街地形成を図る。 ・また、県北の中心拠点として周辺地域との公共交通について利便性向上に努める。
拠	地域都市拠点	・鏡野町及び勝央町の既成市街地は、地域の行政機能などの
点	市町域程度の圏域を持ち、 行政機能などが一定以上 集積している市街地	都市機能を維持したうえで、居住や都市機能を誘導することにより拠点機能の強化を図る。
	生活都市拠点	・久米支所周辺や勝北支所周辺は、日常生活の拠点機能を担
	地域コミュニティの拠点 となり、買物、医療、教育 など、日常生活に必要な機 能の集積が見られる地区	う地域として、住民に身近な都市機能の維持に努める。

		・津山産業・流通センターは、製造業等の誘致とあわせて圏
		域における広域的な物流拠点として流通業務施設の集積
		を図り、産業の拠点性の向上を図る。
	産業拠点	・勝央中核工業団地や高速道路IC周辺などの既存工業団地
		及びまとまった工業地を産業拠点として位置づけ、工業、
		流通業務、あるいは研究開発のための産業機能の集積を図
拠		る。
7110		・観光地として高い集客力を誇る鶴山公園等については、広
		域の観光レクリエーション拠点としての機能の充実と活
	レクリエーション拠点	用の促進を図る。
	V//- V 12 1/2/1/1	・衆楽公園や津山スポーツセンター、グリーンヒルズ津山な
		どについては圏域を対象としたレクリエーション拠点と
		して、機能の拡充と活用の促進を図る。
	国土連携軸	・本区域と近畿方面、広島・九州方面とを結ぶ中国自動車道
	日工足乃押	を国土連携軸と位置づけ、各方面との連携強化を図る。
		・本区域と県南圏域を結ぶ施工中の地域高規格道路 空港津
	広域連携軸	山道路や美作岡山道路、国道 53 号、JR津山線を広域連
軸		携軸と位置づけ、都市圏間の連携強化を図る。
半四		・本区域の各拠点や隣接市町を結ぶ幹線道路や鉄道を地域連
	地域連携軸	携軸と位置づけ、本区域内や隣接市町との連携強化と国土
		連携軸・広域連携軸へのアクセス強化を図る。
	水辺軸	・本区域を流れる吉井川、加茂川を水辺軸として位置づけ、
	小辺翈	水と自然にふれあう場としての充実に努める。



3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1)区域区分の有無

本区域には区域区分を定めない。

〇区域区分を行わない理由

- ・本区域は、人口約10.1万人の中規模な都市であるが、人口は減少しており、将来的 にも人口の減少が予測されている。
- ・工業出荷額※1は、将来的にほぼ横ばいに推移する状況が予測されている。また、商 業販売額※2は将来的に減少傾向にあり、新たな土地需要は小さいと予測される。
- ・また、用途地域外では、他法令により農用地区域をはじめ、自然環境に重点を置く 土地利用規制がなされていることなどから、本区域では急激な市街化の進行は見込 まれないと判断される。

※1 工業出荷額:経済産業省が実施する工業統計調査における「製造品出荷額等」を指す。 ※2 商業販売額:経済産業省が実施する商業統計調査における「年間商品販売額」を指す。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用の基本方針

市街地では現行の用途地域を基本に、住宅、商業、工業などの適正な配置による土地利用を誘導するとともに、市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境の保全を図る。

(2)主要用途の配置の方針

用途	地区名等	配置の方針				
商業業務地	中心商業業務地	・本区域は、中国自動車道、地域高規格道路の広域交通				
		網の結節点にあたり、中国地方内陸部及び県北部の拠				
	点都市圏としての役割を果たしながら県南都市圏と					
		ともに県土の発展を支える必要がある。				
		・そのため、津山駅周辺を含む津山市中心部に中心商業				
		業務地を配置し、土地の高度利用を進めるとともに、				
		地域商業機能や交流機能を拡充し、利便性の向上を図				
		る。				
	│一般商業地 │	・中心商業業務地の周辺及び既成市街地に、住宅地の日				
		常の購買需要を賄う商業地を配置する。				
工業地	・津山市と鏡野町が	隣接する地区に工業地を配置し、製造業等の誘致を図る				
	とともに、製造業等と連携した流通業務施設の集積により、産業拠点として					
	の充実を図る。					
	・既に稼働している]	工業団地や既存の中小工業地は、環境面に配慮した工業				
	地として育成する。					
住宅地	・中高層を含む比較的	内高密度の住宅地を市街地の中心部に配置し、中低層を含				
	む比較的ゆとりある密度の住宅地を中心部以外の市街地に配置する。					
	・また、専用住宅地は防災・減災に配慮しながら市街地の周辺部に配置する。					
	・なお、人口減少等の	の社会状況の変化に応じ、地域の拠点や公共交通の利便				
	性、防災面などに	配慮した再配置の検討などに努める。				

(3)その他の土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

津山駅周辺の商業業務地においては、公共施設の整備や公共空地の確保も含め、一体 として市街地開発事業の促進に努め、土地の健全な高度利用を図る。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

人口密度を高めるべき拠点周辺から郊外のゆとりある密度の集落地へと、人口密度が 段階的に変化する土地利用が形成されるよう、誘導を図る。

地域の土地利用の状況等に応じた地域地区の変更等を行い、適切な建築物の規制、誘導等により居住環境や商業環境、工場の操業環境などの向上に努める。

また、騒音、振動及び悪臭など工場周辺の居住環境に影響が大きい場合は、移転を含む住工分離を促進していく。

さらに、地域の特性に応じて、土地の高密度・低密度利用を考慮した形態規制の誘導を図る。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

津山市の中心市街地においては、城下町特有の狭隘道路が多く、老朽建物の密集によ り居住環境や防災上問題があるため、生活道路、公園等の整備を図りつつ、増加してい る空き家への入居促進や、空き地を利用したオープンスペースの確保等、居住環境及び 防災性の改善に努める。

また、道路沿道などの騒音や振動が著しい地区については、居住環境の維持に配慮し た適正な土地利用の誘導を図る。

さらに、必要に応じて地区計画や緑地協定、建築協定等を活用するなど、地域の特性 に応じた良好な居住環境の形成に努める。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

鶴山公園周辺地区や衆楽公園、勝央緑地に代表されるような用途地域内の緑地や用途 地域に近接する良好な斜面樹林については、都市の風致の維持のため、保全に努める。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

優良農地や営農意欲の高い農地は現況の土地利用を保全する。

⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域につ いては、市街化の抑制を図る。

その他、災害のおそれのある区域についても、災害の危険度や対策の状況を踏まえつ つ、市街化の抑制に努める。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然環境保護地区(津山市環境保全条例)など優れた自然の風景を有する森林、良好 な樹林、寺社、文化財・遺跡等については都市的開発を抑制し、現在の土地利用を維持 していく。その中で、必要な部分については、公園緑地、風致地区等の都市計画を定め、 積極的に保全を図る。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

土地利用の基本方針を踏まえたうえで、質の高い居住環境の創出や産業振興の促進な ど、新たな都市的土地利用の実現が必要な地区は、周辺地域の農林漁業との健全な調和 についてだけでなく、区域のまちづくりにとっての合理性や、効果的かつ効率的な都市 づくりの観点からも十分に検討したうえで、用途地域などの指定を行う。

5. 都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針

- (1)交通施設の都市計画の決定の方針
 - ①基本方針
 - 1)交通体系の整備の方針
 - ▶公共交通の拠点の充実、サービスの向上
 - ◆災害に強く、生活や産業を支える交通ネットワークの充実
 - ▶地域課題などを考慮した効率的な施設整備

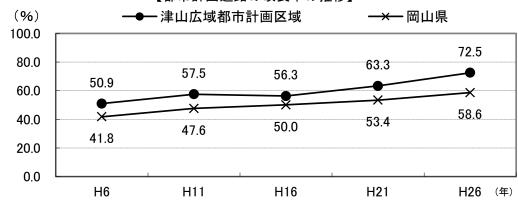
【現状と目指すべき姿】

- ・本区域では中国自動車道が東西に走り、山陽地方と山陰地方の中間、関西圏と広島 の中間に位置している。また、地域高規格道路 空港津山道路や美作岡山道路の建設 が進み、勝央JCTやICの供用開始により中国自動車道との連携が強化されるな ど、主要都市を結ぶ交通の要衝となっている。その他の主要な道路は津山市を中心 として放射状に形成しているため通過交通と地域内交通が交錯し、中心市街地及び その周辺部において交通の輻そうがみられる。
- ・鉄道はJR津山線、JR姫新線及びJR因美線が通り、主に通勤・通学に利用され ているが、バス等の公共交通機関との連携による更なる利便性の向上を図る必要が ある。
- ・今後も、鉄道・バス等の公共交通は、高齢者や子どもにとって重要な交通機関であ るとともに、環境負荷の小さい移動手段であるため、地域特性に応じ、路線網や駅 などの維持・充実、サービスの向上を図り、誰もが快適に利用でき、環境にやさし い交通体系の確立を目指す。
- ・さらに、広域的な交流連携強化や本区域内の交通円滑化を図るため、環状道路を中 心とする幹線道路の整備を進め、生活利便性の向上や産業基盤の強化を図るととも に、災害時の緊急輸送道路や避難路の機能を有する道路の整備を進めるなど、災害 に強く県北部の中心都市としてふさわしい交通ネットワークの充実を図る。その際、 地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考慮しながら効率的な施設整備を行 う。
- なお、整備にあたっては、犯罪防止やユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

2)整備水準の目標

種別	整備水準の目標
道路	・平成 26 年現在の都市計画道路の改良率は 72.5%である。今後は交通体系
	の整備の方針に基づき、地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考
	慮しながら効率的な施設整備を行う。

【都市計画道路の改良率の推移】



	Η	6	Η	11	Н	16	H	21	H	26
	改良率	概成率								
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
津山広域 都市計画区域	50.9	58.3	57.5	69.2	56.3	67.1	63.3	74.0	72.5	83.9
岡山県	41.8	50.6	47.6	55.7	50.0	58.2	53.4	61.7	58.6	66.4

※各年 3.31現在

資料:都市計画年報

②主要な施設の配置の方針

1)道路

種別	配置の方針
国土連携道路	・本区域と近畿方面、広島・九州方面を結ぶ国土連携道路として、中国自動
	車道を配置する。
広域連携道路	・地域高規格道路 空港津山道路や美作岡山道路など、本区域と主要都市を
	広域的に結ぶ広域連携道路を配置し、整備を進める。
地域連携道路	・国道 179 号や 181 号、429 号など、隣接都市との連携強化に資する都市
	間幹線道路や、本区域の各拠点を結ぶ拠点間幹線道路を地域連携道路とし
	て配置し、計画的に整備を進める。
都市内道路	・既成市街地内にまちづくりの骨格となる都市内道路を配置し、地域の課題
	に応じた整備を進める。

2)公共交通

種別	配置の方針
鉄道	・環境負荷が小さい鉄道の利用促進に努め、誰もが利用しやすく、安全・安
	心で暮らしやすいまちづくりに資する施設の整備改善に努めていく。
バス	・鉄道との連携も考慮した利便性の高いバス網を構成するとともに、バス待
	合所等付属施設の整備に努め、誰にでもやさしい公共交通としてのバス利
	用を促進する。
その他の公共	・既存の鉄道、バスを利用することが困難な地域においては、地域住民、自
交通	治体、交通事業者等の調整により、コミュニティバスやデマンド型乗合タ
	クシーなど、地域に適した公共交通を持続的に確保する。

3)その他

種別	配置の方針			
駅周辺	・駅前広場を配置し、駐車場、駐輪場も含め、都市機能及び生活環境の維持、			
	質的向上の点から整備・充実を図る。			
駐車場	・市街地の駐車場については、適正な配置と効率的な利用促進を図る。この			
	ため、適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備を行う。			
交通管理	・公共交通の機能強化、TDM ^{*3} 施策の推進など安全で円滑な交通の流れを			
	確保するため総合的な交通管理に努め、効率的な交通体系の確立を図る。			

※3 TDM (交通需要マネジメント):車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市又は地域レベルの交通渋滞を緩和する手法のことで、パーク&ライド方式やパーク&バスライド方式、トランジットモール、公共交通手段の活用、自転車の利用等がある。

③主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定している路線は次のとおりであ る。

主要な施設		路線名等
道路	地域高規格	道路 空港津山道路 (津山南道路)
	地域高規格	道路 美作岡山道路
	3・4・津 7	平福横山線
	3・4・津 9	林田小原線
	3・4・津 16	河辺高野山西線
	3・5・津 6	皿一宮線
	3・5・津 10	総社川崎線

(2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

1)下水道及び河川の整備の方針

(ア)下水道

◆計画的な下水道整備の推進

【現状と目指すべき姿】

- ・本区域では、平成 26 年現在、3,532ha の公共下水道(排水区域)が計画され、順 次その整備が進められている。
- ・引き続き、住民の生活環境の向上及び公共用水域の環境基準の早期達成を図るた め、人口を集中すべき地域に先行して普及されるよう計画的な下水道整備を行うと ともに、必要に応じて計画を見直し、地域課題や土地利用に関する基本的な考え方 を考慮しながら効率的な施設整備を行う。
- ・あわせて、各施設の適切な維持管理を行うとともに、健全な施設運営に努める。

(4)河川

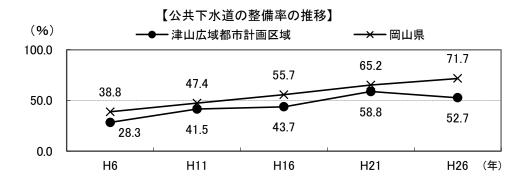
◆計画的な治水対策の推進

【現状と目指すべき姿】

- ・本区域には、吉井川等の河川が流下しており、順次その整備が進められている。
- ・引き続き、流域の治水安全度向上の観点から緊急性の高い箇所から計画的に整備し、 適切な維持管理を行う。
- ・また、都市化に伴い浸水の可能性がある区域について、関係機関の様々な浸水対策 と連携を図りながら効率的な治水対策を講じる。
- ・整備にあたっては、地域における河川の役割等を考慮しつつ、親水性や景観等に配 慮した住民に親しまれる水辺の空間づくりを推進する。

2)整備水準の目標

種別	整備水準の目標			
下水道	・平成 26 年の整備率は、公共下水道:52.7%である。			
	・当面の目標としては既成市街地の整備を図り、長期的には市街地形成に対			
	応して計画的に整備する。			
河川	・治水安全度、浸水の実績等から判断して緊急度の高い河川から順次整備す			
	る。			



	H6	H11	H16	H21	H26
	整備率(公共)	整備率(公共)	整備率(公共)	整備率(公共)	整備率(公共)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
津山広域 都市計画区域	28.3	41.5	43.7	58.8	52.7
岡山県	38.8	47.4	55.7	65.2	71.7

※各年 3.31現在

資料:都市計画年報

整備率=供用処理区域/計画処理区域

供用処理区域:供用開始告示された処理区域(ha) 計画処理区域:都市計画決定された処理区域(ha)

②主要な施設の配置の方針

種別	配置の方針				
下水道	・下水道事業計画に基づき、既成市街地を優先的に整備するとともに、今後				
(公共下水道)	の人口及び産業の動向を勘案しつつ、必要に応じて処理区域の見直しを検				
	討し、効率的な施設整備を行えるよう配置する。				
河川	・吉井川、宮川等緊急性の高いものから順次整備する。				
	・自然景観や生態系に配慮し、多自然川づくりを推進する。				

③主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定している事業等は次のとおりである。

種別	整備概要
下水道	津山公共下水道(津山処理区)
	津山公共下水道(勝北処理区)
	鏡野公共下水道
	勝央公共下水道
河川	吉井川、宮川、広戸川、滝川

(3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

◆計画的な公共施設の整備

【目指すべき姿】

- ・市街地を中心とする経済的、文化的、社会的な都市動態に対応しながら、健康で文 化的な都市生活と機能的な都市活動が確保できるよう、公共施設の効率的かつ合理 的な維持運営や整備に努める。
- ・特に、廃棄物の処理については、県が定める廃棄物処理計画に基づき、排出抑制、 再使用、再生利用、熱回収、適正処分などを促進する。

②主要な施設の配置の方針

種別	配置の方針				
ごみ処理施設	・廃棄物処理施設については、地域課題や土地利用に関する基本的な考え方				
	を考慮したうえで、適正に配置する。				
し尿処理場	・し尿処理施設の老朽化及び搬入物の性状変化(浄化槽汚泥の増加)に対応				
	するため、現施設の隣接地に整備を行う。				
その他の	・既存の施設の充実・活用を進め、都市文化機能の集積を図る。				
中核的施設	・火葬場、墓園、市場などのその他の都市施設については、必要に応じて広				
	域的な連携を図り、計画的に配置する。				

③主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定している施設等は次のとおりである。

整備概要
津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)主要な市街地開発事業の決定の方針

◆計画的な都市基盤の整備

◆低・未利用地の有効利用

【目指すべき姿】

- ・本区域は、津山盆地の平坦部を中心に市街地が形成されており、良好な居住環境、 産業活動や都市活動を確保するために、市街地内では都市基盤の整備を計画的に進 め、都市機能の向上を図る。
- ・市街地内の低・未利用地については、市街地開発事業や地区計画制度、民間等によ る開発事業などを活用し、道路や公園などの都市基盤が整った面的な整備を促進 し、土地の有効利用を図る。

(2)市街地整備の目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定している市街地開発事業は次のと おりである。

配置の方針

津山市:津山駅周辺

7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)基本方針

- ◆自然環境や緑地の保全
- ◆公園や緑地の計画的な整備と緑化の推進

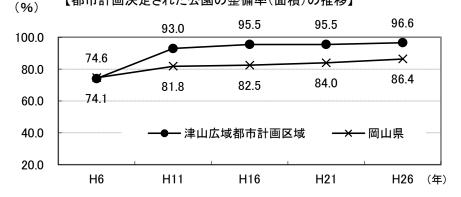
【現状と目指すべき姿】

- ・本区域は、郊外部の森林や吉井川、加茂川などの豊かな自然が残っており、この豊かな自然が市街地の背景となって美しい景観を形成しているとともに、水源かん養や二酸化炭素吸収源等の環境負荷軽減機能を有している。
- ・また、市街地には住民に身近な街区公園等の公園が整備されているとともに、衆楽 公園や津山スポーツセンターなどが整備され、広域のレクリエーション拠点として 機能している。
- ・これらの多面的な機能を有し貴重な地域資源である豊かな自然環境を保全し、環境 負荷の小さな環境にやさしい都市づくりに努める。
- ・さらに、住民の憩いの場となる公園や緑地の整備を計画的に進めるとともに市街地等の緑化の推進、緑地の保全を図るため、緑の基本計画などに基づき総合的な緑の保全と創出を図る。

(2)緑地の確保水準

種別	整備水準の目標		
都市公園等	・都市計画区域における平成 26 年現在の都市計画決定された公園の整備率		
	は96.6%、都市公園等の整備水準は13.63 ㎡/人である。今後は基本方針		
	に基づき、都市公園等の整備を計画的に進める。		

【都市計画決定された公園の整備率(面積)の推移】



	H6	H11	H16	H21	H26
	整備率(面積)	整備率(面積)	整備率(面積)	整備率(面積)	整備率(面積)
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
津山広域 都市計画区域	74.1	93.0	95.5	95.5	96.6
岡山県	74.6	81.8	82.5	84.0	86.4

※各年 3.31現在

資料:都市計画年報

(3)主要な緑地の配置の方針

用途	配置の方針
環境保全系統	・動植物の生息・生育地、環境負荷の軽減などの機能を有する緑地として、吉
	井川等の河川及び市街地周辺部の樹林等を配置する。
レクリエーショ	・多様化するレクリエーション需要に応える緑地等として、日常的に利用さ
 ン系統	れる住区基幹公園(街区、近隣、地区公園)、住民全体で利用する都市基幹
	公園(総合、運動公園)、特殊公園(風致公園等)を適切に配置する。
防災系統	・避難地、避難場所等として有効な役割を果たす公園緑地として総合公園、運
	動公園等を配置し、防災機能を備えた整備を図る。
	・土砂流出や崖くずれ等危険の大きい市街地周辺には災害の防止を図るため
	の緑地を配置する。
景観構成系統	・都市の良好な景観を創出する貴重な緑地として市街地周辺の樹林や吉井川
	等の河川を配置する。
	・区域を特徴づける景観として津山城跡(鶴山公園)や衆楽園、城東地区等
	を位置づけ、うるおいとゆとりを感じさせる広場・公園等を適切に配置し、
	良好なまちなみ景観を形成する。
歴史的環境の保	・良好な自然環境を支える緑地として、神社仏閣や文化財等と一体となって
全	歴史的風土を保っている樹林を配置する。
総合的な緑地の	・市街地及びその周辺に、全体の配置バランスやアクセス条件を考慮し、基幹
配置	公園、特殊公園、都市緑地等の公園緑地を配置する。

(4)実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・本区域の自然環境を支える市街地後背部の森林や河川等は、各種制度を活用しつつ 保全・育成を図る。
- ・緑の基本計画に基づき重点的に緑化を図る地区を設定するなど、総合的かつ重点的 な緑地の整備を促していく。
- ・市街地開発事業などの面的整備については、公園、緑地、広場等を都市基盤として 総合的に整備を行っていく。
- ・民有地や企業地などについては、地区計画や緑地協定による緑化推進を促していく。